

第3節 ミールカードの利用

(ミールカードの定義)

第22条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定したICカードに搭載したミールカードの機能を使用することが出来ることとします(以下、ミールカード利用組合員という)。

- 2 ミールカード利用組合員は、ICカードに搭載したミールカードの機能を利用することで、生協が指定した期間、かつ生協が指定した食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)、かつ生協が指定した営業日・営業時間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食事等の商品を利用することができることとします。このような利用をミールカード利用といいます。

(ミールカード利用方法)

第23条 ミールカード利用組合員は、ミールカード利用の対象期間に対応する生協が指定した金額(以下、ミールカード代金という)を、現金による支払いもしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることにより、ミールカード利用ができるものとします。

- 2 ミールカード利用組合員は、当年4月1日から翌年3月31日までの間の生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、指定食堂等の IC カード対応機器を利用して、ミールカードによる食事等の利用をすることができます。

- 3 本条第2項でいう生協が指定する期間の開始日は、本条第1項でいう支払手続きの種別によって以下ようになります。ただし、以下の開始日以外で別途定める場合があります。その場合の支払い手続きや開始日は別途定めることとします。

(1) 現金での支払の場合

- ① 支払日が3月31日以前の場合は、支払をした年の4月1日。
- ② 支払日が4月1日以降の場合は生協が指定する直近営業日

(2) 金融機関による振込・コンビニエンスストア支払の場合

- ① 生協が入金を確認した日が3月31日以前の場合は、振込をした年の4月1日。
- ② 生協が入金を確認した日が4月1日以降の場合は生協が振込を確認した日以降の生協が指定する直近営業日。

(3) 金融機関等(分割支払・クレジット払い)での支払を約する手続きの場合

- ① 生協が手続き完了を確認した日が3月31日以前の場合は、手続きを確認した年の4月1日。
- ② 生協が手続き完了を確認した日が4月1日以降の場合は、生協が手続きを確認した日以降の生協が指定する直近営業日。

- 4 ミールカード利用は、ミールカード利用組合員本人による利用の場合に限定し、ミールカードの他人への貸与による利用、もしくは他人分の購入についての利用は出来ないこととします。

(ミールカード不正使用)

第 24 条 本約款第23条第4項で禁止するミールカード利用組合員本人以外による利用、ミールカードの他人への貸与による利用を生協が発見した場合、親権者へ通知し、不正使用当日から 1 か月の利用停止とします。また、この場合の利用停止期間を理由とする返金はありません。

(ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

第 25 条 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをミールカード利用組合員に通知するものとします。

2 ミールカード代金に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(ミールカードが利用できない場合)

第 26 条 ミールカード利用組合員は、次の場合には、ミールカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1). 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- (2). 本約款第25条第1項による食事等商品以外の商品購入およびサービスの利用の場合
- (3). 本約款第23条第4項で禁止するミールカード利用組合員本人以外による利用、ミールカードの他人への貸与による利用を生協が発見した場合の第 24 条に定める生協が指定する該当期間
- (4). ミールカード利用期間を越えた場合
- (5). 生協が定める1日あたり利用限度額を超えた場合
- (6). IC カードの紛失、汚損の場合
- (7). 指定食堂等の端末機の故障、停電等により IC カードを利用することができない場合
- (8). 分割払いの場合で指定の期限に引落しができない場合の生協が指定する該当期間

(ミールカードの紛失・汚損等)

第 27 条 IC カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールカード利用組合員は本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 ミールカード利用組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定による IC カードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

3 第 2 項の場合において、ミールカード利用組合員がミールカード申込者であり、当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行された IC カードにミールカード機能を設定するものとします。

(返品・返金の禁止)

第 28 条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品及びミールカード代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに本約款第29条による場合のほかは、受け付けられないものとします。

(ミールカード解約の場合の返金)

第 29 条 ミールカード利用組合員が、ミールカード利用期間中において解約する場合は、以下の定めによることとします。

- (1). 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協が認めた場合においては、生協は、組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード代金からミールカード利用累計額を差し引いた残額を返金することとします。ここで言う事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とします。
- (2). ただし(1)による返金で、本約款第30条による分割支払いの場合は、返金申請時点の支払済み総額からミールカード利用累計額を差し引いた残額を返金することとします。
- (3). (1)による場合も、ミールカード利用累計額がミールカード代金を超えた場合、返金はしないこととします。
- (4). ミールカード利用累計額はシステム上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない本約款第31条に定める仮ミールカードでの利用分については本約款第23条でいうミールカード代金を月割りして(以下、月割りという)算出した利用金額(1ヶ月未満は1ヶ月単位に切り上げ)を適用することとします。
- (5). (1)の中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由による返金以外の中途解約の場合は、(1)の返金額から、月割りで算出した3ヶ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した3か月分に満たない場合、返金はないものとします。
- (6). (1)による返金はミールカード利用組合員が、親権に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とします。

(ミールカード代金の分割支払い・金融機関口座からの自動引落し)

第 30 条 ミールカード代金を分割支払いとする場合は、ミールカード利用組合員は以下に定めることをあらかじめ承諾したものとします。

- (1). 利用の契約については申し込みした期間の利用分とします。
- (2). 生協が定める分割金額、支払期限、支払方法(現金での支払、振込、口座自動引落など)で申込みすることで、ICカードによるミールカード利用ができるものとします。

2 利用の停止について

毎月の利用代金の引落しが出来なかった場合は、翌月の利用はできないものとします。

3 利用の停止の解除について

本条第2項の分割払いの利用代金の引落しが出来なかった場合であっても、生協が指定した1か月分の金額の現金を添え申請することにより、利用の停止となっていた翌月の利用が可能になることとします。また、利用が出来ない月の途中で利用申請をした場合には、翌日からの利用が可能となりますが、この場合の利用金額は利用できなかった期間の金額を差し引くことはせず、1か月分の利用金額とします。

4 ミールカード解約の場合の返金

本約款第29条の規定に従います。

第4節 仮カード・仮ミールカードの利用

(仮カード・仮ミールカードの発行)

第 31 条 組合員は、IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、プリペイド機能、ポイント機能が使用できる仮カード、もしくはプリペイド機能、ポイント機能、ミールカード機能が使用できる仮ミールカードの発行を受け、組合員カードと同様のサービスを受けることができます。

- 2 ただし、仮カード及び仮ミールカードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、利用者は予め承諾したものとします。
- 3 仮カード及び仮ミールカードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

(仮カードの返却)

第 32 条 仮カード組合員が IC カードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。本約款第31条でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

(仮カードの残額移行)

第 33 条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・プリペイド残高、ミールカード設定を IC カード利用約款で規定する IC カードに移行することができます。

(利用履歴の提供)

第 34 条 生協は、組合員の IC カードのプリペイド利用及びミールカードの履歴(以下、利用履歴という)の一部を組合員にもしくは組合員の親権者に提供します。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、IC カード入金額、プリペイド残高等を指します。
- 3 利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
- 4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体(生協の Web サイト)もしくは紙媒体によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。
- 5 組合員は、利用履歴を親権者に提供することを承諾したものとします。
- 6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

第 35 条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。

- 2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。
- 3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

- (1) コンピュータシステムの保守点検
- (2) システムの切り替えによる設備更新
- (3) 天災、災害による装置の故障
- (4) その他予期しない障害の発生

第3章 その他

(損害の負担)

第 36 条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとし、

(本約款の変更・廃止)

第 37 条 生協は、IC カードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- (1) 店舗での掲示
- (2) Web サイトへの掲示

3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(準拠法)

第 38 条 この約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとし、

(合意管轄裁判所)

第 39 条 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとし、

(施行)

第 40 条 本約款は2004年3月1日から施行します。

設定・改定年月日

2004年3月1日 設定

2006年12月26日 改定施行

2013年12月17日 改定施行

2018年7月5日 改定施行

2019年7月11日 改定施行